

平成25年(ワ)第1356号,平成26年(ワ)第145号

九州朝高生就学支援金差別国家賠償請求事件

原告 甲ほか67名

被告 国

準備書面(25)

2018(平成30)年5月10日

福岡地方裁判所小倉支部第3民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	服	部	弘	昭
同 弁護士	李	博	盛	
同 弁護士	後	藤	富	和
同 弁護士	中	原	昌	孝
同 弁護士	安	元	隆	治
同 弁護士	江	上	裕	之
同 弁護士	川	上	武	志
同 弁護士	祖	父	江	弘
同 弁護士	金	敏	寛	
同 弁護士	池	上	遊	
同 弁護士	服	部	貴	明
同 弁護士	柴	田	裕	之
同 弁護士	白		充	
同 弁護士	石	井	衆	介
同 弁護士	清	田	美	喜
同 弁護士	松	本	知	佳
同 弁護士	朴	憲	浩	
同 弁護士	阪	本	志	雄

第1	はじめに	5
第2	検討会議での議論経過	6
1	第1回検討会議（甲A172の1の1）	6
2	第2回検討会議（甲A172の2の1）	7
(1)	検討項目及び関係規定の整理	7
ア	基準（1）組織編制の検討項目及び関係規定	7
イ	基準（3）教育課程に関する検討項目及び関係規定	7
ウ	論点（6）学校運営に関する検討項目及び関係規定	8
(2)	議論状況	12
3	第3回検討会議（甲A172の3の1）	13
(1)	検討項目及び関係規定の整理	13
ア	「1. 組織編制」について	14
イ	「2. 教員の質」について	14
ウ	3. 教育課程・教育水準について	14
エ	「4. 施設設備」について	15
オ	「5. 学校運営」について	16
カ	「6. 審査の体制, 方法等について」について	16
(ア)	体制について	16
(イ)	審査方法について	17
(ウ)	認定後の学校状況の確認について	17

(2) 議論の状況(乙5の1)	17
4 第4回検討会議(甲A172の4の1)	18
(1) 指定基準等に関する配布資料.....	18
ア 基準	18
(ア) 基準の基本的考え方	18
(イ) 基準のポイント	18
(ウ) 基準の項目.....	19
イ 留意事項	20
(ア) 学校の情報提供	20
(イ) 就学支援金の授業料への確実な充当	20
ウ 審査体制・手続等.....	20
(ア) 体制・手続.....	20
(イ) 審査方法	21
エ フォローアップ.....	21
(2) 議論状況.....	21
5 第5回検討会議(甲A172の5の1)	21
(1) 報告案と報告書(甲11)の比較.....	22
ア 「はじめに」の部分	22
イ 基準について	22
ウ 基準のポイントについて	23

エ その他.....	23
第3 検討会議の議論経過を踏まえて.....	23
1 はじめに.....	23
2 検討会議において教育基本法や「不当な支配」に関する議論がなされていないこと.....	24
3 検討会議において、朝鮮高校が「不当な支配」を受けていると指摘する議論はなされていないこと.....	25
(1) 検討会議における朝鮮学校への言及が「不当な支配」と関係しないこと	25
ア 第1回検討会議	25
イ 第2回検討会議	25
ウ 第3回検討会議	27
エ 第4回検討会議	28
オ 第5回検討会議	28
カ 小括.....	29
(2) 代理受領制度との関係で「法令に基づく適正な運営」が求められていたにすぎないこと	29
ア 被告の主張	29
イ 被告の指摘が議論の一部を切り取った恣意的なものに過ぎないこと	30
(ア) 第3回議事要旨について.....	30
(イ) 検討会議報告について	31
ウ 教育基本法16条1項に関する議論がなく、朝鮮高校について不当な支配を問題とする結論も示されていないこと.....	31

エ 被告の主張する要件①ないし④が失当であること	32
3 規則ハ号が削除の可能な規定ではなかったこと。	33
4 小括	33
第4 結語	34

第1 はじめに

本書面では、6月7日及び同月21日の尋問に先立ち、検討会議での議論経過について詳述し主張を補充する。

ハ号規程は、①「高等学校の課程に類する課程」として満たすべき「基準」、「手続」 ②「高等学校の課程に類する課程」を審査する体制、方法等について、検討会議の検討を経て決定されたものである（乙5の1）。

検討会議における検討状況は、議事要旨が被告から乙5の1として提出されており、原告も準備書面（3）において主張したところである。

本書面では、検討会議の会議次第及び配布資料（甲A172号証の1ないし5）を踏まえ、検討会議における議論の詳細を主張する。

これにより、ハ号規程が削除の許されるものでなく、削除したことが無償化法の委任の趣旨に反し違法であること（準備書面（23）別紙争点整理案記載争点2の⑤）に関する主張、及び教育基本法16条1項が検討会議で何ら議論されておらず、規程13条の解釈と無関係であること（同争点1の③ii, iii及び争点3の②ii）に関する主張を補充するものである。

第2 検討会議での議論経過

1 第1回検討会議（甲A172の1の1）

第1回会議の冒頭において、鈴木寛文部科学副大臣より、指定について外交上の配慮などにより判断すべきものではなく、教育上の観点から客観的に判断すべきものであるという政府統一見解が、法案審議の段階で示されていることが説明された（乙5の1）。その後、委員の氏名や会議を非公開とすることが取り決められた。その理由は、委員の氏名や会議を公開した場合、外部からの圧力等が及び、委員らの識見に基づいた自由闊達で専門的な審議が制約され、静謐な環境が保たれず、公正・中立に検討する上で著しい支障が生じることとされている（甲A172の1の2）。

次いで、主な論点が示され（甲A172の1の3）、これについて自由討議が行われた（乙5の1）。

主な論点のうち、「1. 基準」として

（1）組織編制 （2）教員の質 （3）教育課程 （4）教育水準 （5）施設・設備 （6）学校運営

が、

そのほかに「2. 審査手続（審査書類等）、3. 審査体制、4. 審査方法」が挙げられた。

討議の中では、基準を作るに当たり参照すべき他の基準はどのようなものがあるか、参照すべき基準にどのように手を加えるのが適切かといったことが中心に議論され、専修学校高等課程に適用される基準を出発点とすべきとされた。

その上で、「対象となる各学校の状況がわかる資料の収集や、現地調査やヒア

リングなども行って、しっかりと現状を把握することが必要。」「各種学校を所管している都道府県からも情報提供を受けるべき。」といった意見が出された（乙5の1）。

2 第2回検討会議（甲A172の2の1）

（1） 検討項目及び関係規定の整理

第1回会議の議論を踏まえ、事務局が予め専修学校設置基準を基礎とした場合の各論点ごとの検討項目（甲A172の2の2）及び各論点ごとに専修学専修学校設置基準等の関連規定を整理したもの（同2の3）を配布した。

ア 基準（1）組織編制の検討項目及び関係規定

当該論点につき検討項目とされているのは、「専修学校設置基準と同程度でよいかどうか。主な項目は、1クラスの生徒数、教員数でよいか。」であり、関係規定として挙げられているのも、高等学校等設置基準及び専修学校等設置基準の、授業を受ける生徒数と教員数に関する条文のみである。

イ 基準（3）教育課程に関する検討項目及び関係規定

当該論点の検討項目としては、「専修学校設置基準と同程度でよいかどうか。主な項目は、修業年限、授業時数、授業科目などの教育課程の外形に係るものに限ることよいか。教育内容についても考慮するか。」が挙げられた。

もつとも、当該論点および（4）教育水準の双方に関して掲げられた関係規定は下記のとおりである。

①高等学校等設置基準「規定なし」

②学校教育法施行規則第83条「高等学校の教育課程は、別表第三に定める各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動によつて編成するものとする。」、

同84条「高等学校等の教育課程については、この章に定めるもののほか、

教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する高等学校学習指導要領によるものとする。」

③専修学校設置基準第5条「専修学校の授業時数は、学科ごとに、1年間にわたり800時間以上とする。」、第8条第1項「専修学校の高等課程においては、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。」

④東京都私立専修学校設置認可取扱内規の第3「専修学校の高等課程においては、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、おおむね10分の1程度の一般的教養のための授業科目を開設するものとする。」

ウ 論点（6）学校運営に関する検討項目及び関係規定

検討項目は「専修学校設置基準と同程度でよいかどうか。主な項目は、校舎面積、必要な附属施設（教員室、事務室等）、設備でよいか。」とされている。

関係規定として挙げられているのは、下記のとおりである。

①私立学校法

25条1項「学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない。」、

47条1項「学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。」

同2項「学校法人は、前項の書類及び（引用条文略）所定の監査報告書を各事務所に備えて置き、（例示略）利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。」

②学校教育法施行規則

66条1項「小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に

ついて、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。」

同 2 項「前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。」

同 6 7 条（前項の評価の結果を踏まえ、当該小学校の関係者による評価を行い、その結果を公表するよう努める）

同 6 8 条（前 2 項の評価の結果を小学校の設置者に報告する）

同 1 8 9 条「第 6 6 条から第 6 8 条までの規定は専修学校についてそれぞれ準用する。」

③学校教育法

4 3 条「小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。」

同 1 3 3 条「第 4 2 条から第 4 4 条までの規定は専修学校に」準用する。

エ 審査手続、審査体制、審査方法に関する検討項目及び関係規定

審査手続に関する検討項目は「在外教育施設の認定等に関する基準等を参考に審査書類等を定めてはどうか。」である。

審査体制に関しては「最終的に文部科学大臣が告示をするにあたって、判断の客観性を担保するための体制として、第三者機関に意見を聴いてはどうか。」が、審査方法については「書面審査に加えて事務局によるヒアリングや現地調査を行うことでよいか。」が、それぞれ検討項目とされている。

関係規定は、省令イ、ロ、及び在外教育施設の認定等に関する規程が挙げられている。

参照された在外教育施設の認定等に関する規程の内容は、下記のとおりである。

17条「第一条の認定を受けようとする者は、申請施設の設置者の名称、住所、代表者の氏名及び申請施設の名称を記載した申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に申請しなければならない。

一 申請施設の概要を記載した書類

二 設立趣意書

三 第七条に規定する学則

四 第十一条第一項に規定する校長、教頭、教諭及び養護教諭の氏名、経歴の概要等を記載した書類

五 校具及び教具の明細表

六 申請施設の位置及び校地の状況を明らかにする図面並びに校舎その他の建物の配置図及び平面図

七 申請施設及び設置者の所在国における法的地位等を証する書類

八 設置者の寄附行為若しくは定款又はこれらに類する規約

九 第六条に規定する役員の名簿及び履歴書

十 第六条に規定する役員に関する規定

十一 資産及び会計に関する規定

十二 収支予算書

十三 入学者選抜実施要項及び入学案内等の申請施設の概要を示した書類又はこれに準ずるもの

十四 その他文部科学大臣が定める書類」

同2項「前項の規定による申請は、申請施設の認定を受けようとする年の前年

の五月三十一日までに行わなければならない。」

同 3 項「文部科学大臣は、前項の申請があった場合には、当該申請施設の認定を受けようとする年の前年の十二月三十一日までに当該申請施設を認定するかどうかを決定し、当該申請施設の設置者に対しその旨を速やかに通知するものとする。」

1 8 条「認定施設の設置者は、名称、位置、設置者又は第七条に規定する学則(学校教育法施行規則第四条第一項第二号、第三号(授業日時数に関する事項を除く。)又は第五号に掲げる事項に準じたものに係る部分に限る。)を変更しようとする場合には、その変更の内容、理由及び時期を記載した書類を文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。」

同 2 項「認定施設の設置者は、校地、校舎、運動場その他直接教育の用に供する土地建物に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更、改築等によりこれらの現状に重要な変更を加えようとする場合には、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。」

同 3 項「認定施設の設置者は、第六条に規定する役員若しくは第十一条第一項に規定する校長若しくは教頭に変更があった場合又は授業料若しくは入学料の改定があった場合には、遅滞なく、文部科学大臣に届け出なければならない。」

1 9 条「認定施設の設置者は、毎年六月十五日までに、当該認定施設の運営等に関する定期報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。」

同 2 項 認定施設の設置者は、当該認定施設を六月以上休校にしようとするときは、その休校の決定の後遅滞なく、休校報告書を文部科学大臣に提出しなけ

ればならない。」

同 3 項「認定施設の設置者は、六月以上休校にしている認定施設を再開しようとするときは、その再開の決定の後遅滞なく、再開報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。」

同 4 項「認定施設の設置者は、認定に関し文部科学大臣から必要な資料の提出を求められた場合には、当該資料を提出しなければならない。」

20 条「文部科学大臣は、認定施設が次の各号のいずれかに該当するときは、第一条の認定を取り消すことができる。

一 認定施設が第一章に規定する認定の基準又は第二章に規定する運営の基準に適合しなくなったとき。

二 第十八条第一項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

三 前条第一項に規定する定期報告書、同条第二項に規定する休校報告書、同条第三項に規定する再開報告書又は同条第四項の規定により提出しなければならない資料の提出を怠ったとき。」

(2) 議論状況

会議の冒頭で、東京朝鮮高級学校の授業風景、施設・設備などの映像を視聴するとともに、同校から提供を受けた教科書（朝鮮語使用）を回覧した（乙5の2）。

第2回の自由討議においては、専修学校設置基準で足りない教育活動の水準をいかに補うかという議論や、「高等専修学校や他の外国人学校の指定の方法を考えると、基準で各教科の個別具体の指導内容を勘案する必要はないのではな

いか。」という意見が出されたほか、教員の質の担保について何を求めるかが議論されている。

また、審査体制に関しては、委員から「審査体制は、最終的に文部科学大臣の責任で指定するということではないのか。」という疑問が示されたのに対し、事務局から「最終的には文部科学大臣の責任で判断するのは当然であるが、客観的に判断していくというのが前提となっており、判断の客観性をどのように担保するのが論点。」との説明がなされた。

これを受けて委員からは、「判断の客観性を担保する仕組みを組み込んでおくというのであれば、大学の設置認可などからすれば、第三者の意見を聴くというのが普通のやり方だろう。」との意見が出されている。

最終的に、第2回検討会議において情報収集が必要と結論付けられたのは、各学校の教員の採用・研修状況と、朝鮮大学校での教育課程についてである。これらは主に基準の（2）教員の質に関するものと位置づけられる。

3 第3回検討会議（甲A172の3の1）

（1） 検討項目及び関係規定の整理

第3回の会議では、過去2回の議論を踏まえ、専修学校設置基準に加えて教育課程及び教育水準、教員の質に関して高等学校の水準を加味した基準のイメージ、考え方を整理したものが示された（乙5の3，甲A172の3の2）。

また、各学校に情報公開を求めるべきとの意見があったことに関連し、高等学校及び高等専修学校の情報提供に関する資料として、学校評価ガイドライン（甲A172の3の3）が配布された。

第2回会議で、教員の養成・採用・研修の状況、朝鮮大学校の教育課程につ

いて調査・整理が必要とされたことを受け、「朝鮮大学校・朝鮮高級学校における教員の質の確保の状況について」と題する資料が配布された（甲A172の3の4）。

ア 「1. 組織編制」について

（ア） 関係規定

挙げられている条文は、生徒数と教諭・教員数に関するものであって、第2回会議において整理された関係規定と大きく相違するものではない。

（イ） 基準のイメージ、考え方

いずれも生徒数と教諭・教員数に関するものである。

イ 「2. 教員の質」について

（ア） 関係規定

高等学校設置基準（ただし、「規定なし」として）、教育職員免許法、専修学校設置基準19条が挙げられている。

（イ） 基準のイメージ

教員の有するべき資格等が示されている。

（ウ） 考え方

専修学校設置基準19条と同程度の基準を設けるほか、同条第5号に規定されている「その他前各号に掲げるものと同等以上の能力があると認められる者」の例を通達で出したことから、今回規定する基準に当てはまると想定されうる者を明記してはどうかといったことが記載されている。

また、参考として、「学校教育法の一部を改正する法律等の施行について」（昭和51年1月23日文部事務次官通達）の内容が記載されている。

ウ 3. 教育課程・教育水準について

（ア） 関係規定

挙げられている規定は、第2回検討会議のときと同一の条文である。

(イ) 基準のイメージ

「・授業時数は、学科ごとに、一年間にわたり800時間以上とする。

・中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高度の普通教育に類する教育を施していること。」

とされた。

(ウ) 考え方

「2つ目の基準については、この規定に基づき、審査の際、教育課程、授業時数、検定試験・資格の取得状況、卒業生の進路・進学先の状況等を確認し、教育水準、則ち、審査対象となっている学校において行われる教育が中学校レベル以上の教育を行っているかどうかという点、高等学校の普通教育と同様の幅広い教育内容が行われるかどうかという点を判断してはどうか。

教育課程・教育水準を担保するための組織上の基準を設けるかどうか。」

という内容が示されている。

参考として、東京都私立専修学校設置認可取扱内規の第3が挙げられているが、これも第2回検討会議で当該項目につき関連規定とされたものである。

エ 「4. 施設設備」について

(ア) 関係規定

高等学校設置基準、専修学校設置基準の条文が挙げられている。

(イ) 基準のイメージ

校舎に備えるべき附帯施設、校舎の面積、必要な設備を備えることなどが記載されている。

(ウ) 考え方

専修学校高等課程と同程度の基準を設けるとされたほか、専修学校設置基準には規定があるものの、無償化法に基づく指定に際しては必要ないと思われる

条文を除外指定はどうかということなどが記載されている。

オ 「5. 学校運営」について

(ア) 関係規定

挙げられている規定は、第2回検討会議で示されたのと同じである。

(イ) 基準のイメージ

基準のイメージは「管理及び経営の方法が適切であること。」とされている。

(ウ) 考え方

「高等学校設置基準, 専修学校高等課程, 各種学校規程に特段の規程はない。
なお, 私立学校法においては, 必要な施設・設備, 資金, 経営に必要な財産を有しなければならない旨の規定, 財産目録等の備付け及び閲覧の規定はある。

この事項に基づき, 法令上求められている管理及び経営に関する規定の
確実な実施を求めているかどうか。

具体的には, 私立学校法に基づく財産目録等の作成・備付け等, 学校教育法
施行規則に基づく学校の自己点検・評価の実施と公表, 学校教育法に基づく積
極的な情報提供について, 実施の実質化を図ること, 就学支援金の管理の適正
といったことを求めているかどうか。」

というものが示された。

カ 「6. 審査の体制, 方法等について」について

(ア) 体制について

「省令(ハ)に関する審査対象校について, 対象校や関係都道府県に任意の資料
提供を依頼し, その資料を基に, 教育に関し専門的知見を有する第三者によって構
成された会議において審査を行い, 対象とするかどうかについて意見を取りまとめ
てはどうか。」とされたほか, 「今後, 各種学校の認可を受けた外国人学校が新た
に設置された場合にも, 上記と同様にしてはどうか。」とされた。

(イ) 審査方法について

「（ア）の方法によって）収集された資料による書面審査を行ってはどうか。審査対象校を訪問し、当該学校の様子を確認する必要があるかどうか。」

とされている。

また、提供を依頼する審査資料の案として、

「①学校の概要②学則③学級編制表④施設の状況⑤設備の状況⑥教職員編制表⑦常勤教員の略歴⑧財産目録（過去3年分）、貸借対照表（同左）、収支計算書（同左）、事業報告書（同左）、監査報告書（同上）⑨学校法人の寄附行為⑩学校法人の理事、評議員の名簿（役職名、氏名、職名）⑪理事会、評議員会の開催状況⑫学校点検・評価の状況」が、

参考資料の案として

「・学校の時間割表、年間指導計画

・部活動の状況、生徒の各種資格取得の状況、卒業生の進路・進学状況

・学校パンフレット、生徒募集要項など、学校のことが分かる既存の資料」

が示された。

(ウ)認定後の学校状況の確認について

認定後は、文部科学省が適宜都道府県から情報提供を得るとともに、3年ごとに学校から情報提供を受け、「高等学校の課程に類する課程」を置く学校であることを確認してはどうか、とされている。

(2) 議論の状況（乙5の1）

委員から出された主な意見は下記のとおりである。

「国費を投入するのだから、情報公開がきちんとなされていることが必要であり、留意事項に加えるべき。」

「日本の高校では、学生の出入りが頻繁なところでも、学籍の管理がしっかりとなされている。生徒の在籍状況の管理などがしっかりなされているかは、しっかり審査すべき。就学支援金を代理受領する以上は、わが国の法令を遵守することはもち

ろんのこと、学校運営の体制がきちんとしているかどうかという観点が重要。」

「文部科学省としては、就学支援金の支給を適正に行うために必要な限りにおいて学校運営の適切さを確認する必要があるが、学校運営を全体として見る立場にあるのは所轄庁である都道府県知事である。」

4 第4回検討会議（甲A172の4の1）

会議の冒頭で、東京以外の朝鮮高級学校の様子を撮影した映像を視聴した（乙5の1，甲A172の4の3）。

（1）指定基準等に関する配布資料

前回までの議論を踏まえ、「高等学校の課程に類する課程を置く外国人学校の指定に関する基準等について」（骨子）（案）が示された（乙5の3）。

ア 基準

（ア） 基準の基本的考え方

省令1条1号において、「高等学校の課程に類する課程を置くもの」として「専修学校高等課程」が規定されている趣旨が、「学校教育法の体系上、「専修学校高等課程」が、中学校における教育の基礎の上に教育を行うことが制度上担保されており、高等学校の課程に類する課程を置くものと認められるため」であること、したがって各種学校のうち外国人学校についても、「高等学校の課程に類する課程」に該当するかどうかを判断する基準は、原則として専修学校高等課程に求められている水準が基本とされた。

他方で、各種学校が専修学校と比べて極めて多様であることから、「各種学校である外国人学校のうち「高等学校の課程に類する課程を置くもの」に求められる基準は、「専修学校高等課程」に求められる水準に加え、高等学校に求められている教育活動の水準も加味することが適当。」とされた。

（イ） 基準のポイント

i 修行年限，教育過程及び教育水準に関して

「各種学校の実態が多様であることを踏まえ、教育課程及び教育水準が高等学校で

行われる教育に近いものに限り「高等学校の課程に類する課程」とすることが適当。」

「教育課程及び教育水準は、中学校卒業程度を基礎として、高等学校の教育に類する教育、すなわち、体育、芸術等の科目を含む高度な普通教育に類する教育を施すにふさわしい授業科目の開設を求めることが適当。」とされる一方、

「各教科等における個々の具体的な教育の内容については（中略）高等学校の課程に類する課程であるかどうかの判断の基準とするものではない。」とされた。

ii 法令に基づく適正な学校の運営

「各種学校の運営については、学校教育法、私立学校法などにおいて規定。就学支援金に係る文部科学大臣の指定を受ける各種学校については、これらの関係法令の諸規定の遵守は当然であり、「高等学校の課程に類する課程を置くもの」に求められる基準において、法令に基づく学校の運営の適正を改めて求めることが適当。」とされた。

iii 適正な学校の情報の提供及び公表

高等学校、各種学校について、学校教育法、同法施行規則に基づく学校の自己評価・結果の公表や積極的な情報提供、私立学校法に基づく学校法人に関する財産目録等の備付け・閲覧などが必要とされていることを受け、

「説明責任を果たす観点から、「高等学校の課程に類する課程を置くもの」に求められる基準においても、学校の情報の提供及び公表が適正に行われていることを改めて求めることが適当。」とされた。

(ウ) 基準の項目

(ア) (イ) を受け、基準の項目案が示された（乙5の3 3頁以下）。

項目は、教育課程等、教員、施設・設備、運営及び情報提供の4項目からなる。

このうち、運営及び情報提供の項目では、学校教育法施行規則の該当規定準用による自己評価及び結果の公表、学校教育法の該当規定準用による積極的な情報提供、私立学校法の該当規定準用による財産目録等の備付及び閲覧など、学校及び当該学

校の設置者に関する情報の提供及び公表が適正に行われていることと、就学支援金の管理その他の法令に基づく学校の運営が適正に行われていることが示されている。

イ 留意事項

指定を受けた外国人学校（規則イないしハに基づくものすべて）が、それぞれの水準の維持向上や社会的責任を果たすため、以下の事項についてその実施を求めることが適当とされた。

（ア） 学校の情報提供

各種学校には、「学校評価ガイドライン」（甲A172の3の4）のようなガイドラインはないものの、就学支援金に係る文部科学大臣の指定を受ける外国人学校については、説明責任をより一層果たす観点から、これらを踏まえ、教育課程、財務状況をはじめとする学校運営に関する積極的な情報提供を求めるとされている。

（イ） 就学支援金の授業料への確実な充当

「就学支援金は、学校への助成金ではなく、法令に定める学校へ就学する生徒の学習活動を支援するため、受給権者である生徒個人に対して支給されるもの。

学校は生徒の申請に基づき、就学支援金を代理受領し、生徒が支払うべき授業料の一部に充当するもの。各学校においては、就学支援金が確実に生徒の授業料に充てられるようにするとともに、その原資が貴重な税金であることを踏まえ、経理の透明化を図ることを求める。」とされている。

ウ 審査体制・手続等

（ア） 体制・手続

規則ハの審査対象校について、対象校や関係都道府県に対し、必要な資料の提供を求め、その資料をもとに審査することが適当とされた。

必要な資料の案として挙げられたのは、第3回検討会議において示されたもの（甲A172の3の2）と同一である。

そして、

「外国人学校の指定については、外交上の配慮などにより判断すべきものではなく、教育上の観点から客観的に判断すべきものであるということが法案審議の過程で明らかにされた政府の統一見解。

このため、審査は、教育制度の専門家等の第三者が、専門的見地から客観的に行い、対象とするかどうかについて意見を取りまとめ、最終的には、文部科学大臣の権限と責任において指定することが適当。」とされた。

(イ) 審査方法

(ア)の方法で収集した資料により、「原則として書面で行うことが適当。また、対象校を訪問し、その状況を確認することが適当。」とされた。

エ フォローアップ

第3回検討会議で示された内容（甲A172の3の2）に加えて、指定校が文部科学省に毎年財務諸表を提供すること、文部科学省は留意事項の実施状況についても確認することとされた。

(2) 議論状況

委員から出された主な意見は下記のとおりである（乙5の4）。

「教育の水準としては高校レベルを求めるということと、個別具体の指導内容については踏み込まないことをしっかりと整理する必要がある。」

「日本において教育を行っている朝鮮学校についても、ほかの高等専修学校や外国人学校と同じような立場で検討したということ¹を記述する必要がある。」

「我が国社会の担い手として、あるいは国際社会で活躍することを期待すること、また、学校がそういった人材育成に向けて努力すべきというメッセージは重要であり、留意事項とすべき。」

といった意見が出された。

5 第5回検討会議（甲A172の5の1）

会議の冒頭で、東京以外の朝鮮高級学校の様子を撮影した映像（前回の続き）を視聴し、現代朝鮮歴史の授業で使われている教材を日本語訳したものを回覧した

(乙5の5)。

また、関西から九州の朝鮮学校を訪問した際の日程等が配布された(甲A172の5の2)。

この日は、「高等学校の課程に類する課程を置く外国人学校の指定に関する基準等について(報告)(案)」(乙47)が配布され、検討が行われた。

(1) 報告案と報告書(甲11)の比較

報告案は、概ね完成した報告書(甲11)と同様であるが、検討会議での意見を受けて、報告案に次の内容が付加された。

ア 「はじめに」の部分

報告書では「また、就学支援金は学校に対する助成金ではなく、法令に定める学校に就学する生徒の学習活動を支援するために受給権者である生徒に対して支給されるものであり、その趣旨に沿って適正に使用することが求められる。」との内容が付加されている(甲11 3頁)。

これは、「就学支援金は生徒に支給するものであって、学校に支給するものではないということを、『はじめに』のところで書いてはどうか。検討会議は、そのような観点から検討したということ。」という意見(乙5の5)を受けたものと思われる。

イ 基準について

報告書では、「また、専修学校及び各種学校のうち、就学支援金に係るものを定める省令第1条は、対象を定める際の客観性を担保するために、『高等学校の課程に類する課程』としての位置づけが、制度的に担保されているものを規定することを基本的な考え方としている。このため、今回、省令(ハ)の外国人学校を指定する際の基準についても、仕組みとして制度的、客観的に把握しうる内容によることを基本とすべきである。」という項目が付加されている(甲11 5ないし6頁)。

これは、「我々が見ようとしたのは、学校としての全体の姿であり、客観的、制度的に見ようという意図が明確になるようにすべき。」という意見(乙5の5)を

受けたものと思われる。

ウ 基準のポイントについて

報告書では、案段階の「各教科等における個々の具体的な教育の内容については（中略）高等学校の課程に類する課程であるかどうかの判断の基準とするものではないものとする。」という文章の前に、「高度な普通教育に類する教育を施すにふさわしい授業科目が開設されているかどうかの審査に当たっては、各学校の年間指導計画表などに基づいて教育課程を確認することにより行うのが適当である。」という内容が付加されている（甲A11 6頁，乙47 6ないし7頁）。

これは、「教育活動について何も見ないという誤解を与えないようにすべき。」「教育課程の編成・主題は見るのだが、個々の内容にまでは踏み込まないということがはっきり書ければいい。」という意見（乙5の5）を受けたものと思われる。

エ その他

留意事項，審査体制・手続等について，ならびに「おわりに」の内容は，甲11と同一である。

第3 検討会議の議論経過を踏まえて

1 はじめに

第2でみたとおり，検討会議においては，政府統一見解を繰り返し確認しながら，「高等学校の課程に類する課程」を置くと判断するにつき，まずは教育の水準についてよるべき基準を確認するとともに，個々の教育の具体的内容には立ち入らないこととしている。

また，情報公開や経理の適正といった点，法令に基づく適正な学校の運営について言及はあるものの，そこで参照されている法令は学校教育法，私立学校法の情報公開（財務資料）に関する規定のみであって，教育基本法が参照されたことすらない。

被告は、乙47を証拠提出する際、その立証趣旨を『法令』には教育基本法が含まれること」として提出しているが、上記のとおり、第1回から第5回の会議を通じて、教育基本法が参照されたことは一度もないから、乙47によってそのような立証がなしうるものではない。

また、朝鮮学校に関しては、当初こそ「反日教育を行っているという人もいる。」などという発言もあったものの、次第に授業の状況や、教員の質の確保、生徒が学校生活で使用している言語や在籍人数といった、客観的・外形的な事情に対する関心を中心となったことがうかがえる。朝鮮総聯や朝鮮民主主義人民共和国との関係を取りざたするような発言は一切なく、朝鮮学校に対する「不当な支配」を問題とする発言も一切なかった。

さらに、規則ハ号について、最初の申請だけで役割を終えて削除されるような規定ではないことが、検討会議での議論の経過から明らかである。

以下、詳論する。

2 検討会議において教育基本法や「不当な支配」に関する議論がなされていないこと

被告は、被告第3準備書面第3の1(1)において、「検討会議において教育基本法16条1項の「不当な支配」などは議論されていないとする原告らの主張が誤りであること」という表題を付しつつ、「教育基本法は、教育の根本法であり、教育基本法の規定を踏まえ、学校教育法及び私立学校上の(原文ママ)などの教育関係法令が定められている関係からも、当然、本件規程13条の「法令」には教育基本法が含まれることは明らかである。したがって、検討会議の資料や議論において、「教育基本法」や「不当な支配」が明示的に示されていないことをもって、教育基本法16条1項が本件規程13条の「法令」に含まれないものとされていたとの理解は誤りである。」と主張している。

しかしながら、被告の上記主張は、結局、検討会議においては教育基本法も「不当な支配」も取り上げられていないということ自認するものでしかない。

すなわち、今回提出した検討会議の配布資料には、膨大な参照法令が記載されているにもかかわらず、教育基本法が記載されたことは一度もない。

仮に、教育基本法が参照すべき法令と考えられるのであれば、基礎法であるからこそ参照法令の冒頭に記載されるのが自然である。ただの一度も記載がされていないということは、検討会議において教育基本法が参照すべき条文とは一切考えられていなかったことの証左である。

したがって、教育基本法16条1項にいう「不当な支配」も当然に一切取り上げられておらず、参照すべき条文とは一切考えられていなかったものである。

3 検討会議において、朝鮮高校が「不当な支配」を受けていると指摘する議論はなされていないこと

- (1) 検討会議における朝鮮学校への言及が「不当な支配」と関係しないこと
検討会議において、朝鮮高校に関連する項目が特に取り上げられた点を改めて確認すると、下記のとおりである。

ア 第1回検討会議

第1回検討会議においては、

「例えば、朝鮮学校では反日教育をやっていると言う人もいる。教育内容をどこまでチェックすべきかは論点となる。」

という発言がなされている一方、これに続けて

「就学支援金は、朝鮮学校について言えば、在日3世・4世の子どもに対して支給するものであり、その点を踏まえる必要があるのではないか。」

という記載があることは、第2の1記載のとおりである。

そのほか、「不当な支配」に関する議論は一切なされていない。

イ 第2回検討会議

第2回検討会議では、東京朝鮮高級学校の授業風景視聴と教科書閲覧が行われた。

また、朝鮮高校について特に指摘する発言として、

「高校に求められる教育活動の水準は、スポーツについては、朝鮮学校と高校が一緒になって競技をしており、部活動の状況も参考になる。」

というものがある。

この発言は、専修学校設置基準で足りない部分をいかに補うかという文脈の中でなされており、朝鮮高校に通う学生が日本の高等学校に通う学生と同じように学校生活を送っている実態を端的に指摘するものであって、朝鮮学校が指定の対象となるべき学校であることにつき肯定的な指摘であると言える。

次に、朝鮮高校に関してと明示されているわけではないが、委員から

「高等専修学校や他の外国人学校の指定の方法を考えると、基準で各教科の個別具体の指導内容を勘案する必要はないのではないか。」

という意見が出されている。

これは第1回の内容と合わせて見ると、

「たとえば、朝鮮学校では反日教育を行っているという人もいる。教育内容をどこまでチェックすべきか」

という意見に対するものであって、朝鮮学校の指定に関し肯定的な意見が出されたものと言える。

また、この回では、教員の質に関して議論が交わされ、

「教員の資格については、高等専門学校は大学と同様に免許主義ではないはず。それとの比較も考慮すべき。」

「教員については、普通教育を実施するために必要な専門的教育を受け、必要な資質を備えていることが最も重要。」

「教員の質の担保のために、免許状を持った者の配置など組織上のこともさることながら、教員の研修をきちんとやっていることが重要。」

「教員の質に関して、養成、採用、研修の各段階でどのようなことがなされているのかに注目すべき。」

といった発言がなされた。

最後に、「各学校の教員の採用・研修の状況や朝鮮大学校の教育課程について、学校の協力を得て、事務局において情報収集を行ってほしい。」

とされている。

この回においても、「不当な支配」に関する議論は一切なされていない。

ウ 第3回検討会議

第3回検討会議では、「朝鮮大学校、朝鮮高級学校における教員の質の確保について」と題する資料が配布された（甲A172の3）。

これによると、「教育学部を含めほとんどの学部（政治経済学部、経営学部を除く）において、教育学、心理学、教科の教授法、教育実習など教育関係の科目が必修となっている。朝鮮大学校での卒業試験の合格により、朝鮮学校の教員になれる資格を得る。」との回答を得たことのほか、教育職員免許法上の高等学校教諭の普通免許状取得に要する単位と朝鮮大学校における教職に関する科目の比較対照表、採用方法や採用後の研修の状況が記載されている。

このような調査結果を受けて委員からは、

「朝鮮学校の教員は朝鮮大学校卒が多いと思われるが、朝鮮大学校の学部の専門科目を見ると、教育学や教育心理学など教師になるために通常求められる科目が用意されている。これらの科目を履修して朝鮮学校の教員になっているなら、一定の質の担保がなされているとも考えられる。」

「朝鮮大学校で教えている科目は、日本のものと外形上大きな差異がないことは分かった。」

との意見が出された（乙5の1 7頁）。

このように、朝鮮高校の教員の質の担保に問題がないことが確認されたものである。

最後に東京以外の学校の授業風景もあれば見たいという委員の意向が示された（乙5の1 7頁）。

この回においても、「不当な支配」に関する議論は一切なされていない。

エ 第4回検討会議

第4回の検討会議では、北海道から愛知の朝鮮高級学校視察の際に撮影したビデオ視聴が行われた。(乙5の1 8頁 甲A172の4の3)。

その後、朝鮮学校について交わされた質疑は、

(委員)「朝鮮学校では、授業以外の時間は朝鮮語で会話しているのか、日本語で会話しているのか。」

「<事務局説明>学校内では朝鮮語だけで話すようにしているとのこと。

なお、生徒は日常会話の表現については日本語の方が理解が深いので、自主的な取組として日常会話を朝鮮語でどう表現するか勉強をしていると聞いている。」

(委員)「朝鮮高級学校の生徒数は全体でどの程度か。また、生徒数のトレンドがわからないか。」

「<事務局説明>10校で、実員は約1900人。初級学校から高級学校までの全体で去年は8300人程度だったが8000人程度になっている。」

といった内容である。

このほか、朝鮮高校について特に言及された発言は、

「日本において教育を行っている朝鮮学校についても、ほかの高等専修学校や外国人学校と同じような立場で検討したということを記述する必要がある。」

のみである。

このように、第4回会議においても、「不当な支配」については一切議論がなされておらず、むしろ朝鮮高校につき他の学校と同じような立場で検討されたことが明記されているのである。

オ 第5回検討会議

第5回検討会議では、第4回に引き続いて関西から九州の朝鮮高級学校視察の際に撮影されたビデオの視聴が行われた(乙5の1 10頁, 甲A172の5の2)。

第5回会議においても、「不当な支配」について議論がなされることは一切なかった。

カ 小括

このように、検討会議の冒頭こそ朝鮮高校に関して「反日教育」などという発言がなされたものの、回を追うごとに朝鮮高校での教育への委員の興味関心自体が、日常生活の中では日本語を用いているのか、朝鮮語を用いているのか、あるいは朝鮮学校に通う人数はどのくらいかといった生活環境、学習環境への興味関心へと推移していつていることが明らかである。

また、上記2記載のとおり、「不当な支配」に関する議論が一切なされていないのであるから当然であるが、朝鮮学校に関する議論の中で、朝鮮学校を名指しして「不当な支配」が議論されたことは一度たりともない。

したがって、検討会議の中で、朝鮮学校を指定対象とすることに積極的な意見が示されこそすれ、朝鮮学校に対する「不当な支配」を問題視するような議論は一切なされていない。

(2) 代理受領制度との関係で「法令に基づく適正な運営」が求められていたにすぎないこと

ア 被告の主張

被告は、第3回検討会議議事要旨(乙5の1)に、「就学支援金を代理受領する以上は、わが国の法令を遵守することはもちろんのこと、学校運営の体制がきちんとしているかどうかという観点が必要」という記載があることや、甲11(検討会議報告)中に「就学支援金に係る文部科学大臣の指定を受ける各種学校については、各校が就学支援金の管理を適正に行うとともに、これらの関係法令の諸規定を遵守していることは当然であり、『高等学校の課程に類する課程を置くもの』に求められる基準において、就学支援金の管理その他の法令に基づく学校の運営が適正に行われることを改めて求めることが適当である。」との記載があることを、ハ号規程13条にいう「法令」に教育基本法16条1項が含まれるという議論がされていたという根拠とするようである(被告第2準備書面第3の5(3)、同第3準備書面第3の1(1))。

また、被告は、大阪地裁判決を受けて提出した第11準備書面において、「高等学校の課程に類する課程」を有する（原文ママ）といえるためには、朝鮮高校において

①当該学校における教育内容が教育基本法の理念に沿ったものであること、②支給した就学支援金が授業料以外の用途に流用されるおそれがないこと、③外部団体・機関から不当な人的、物的支配を受けていないこと、④反社会的な活動を行う組織と密接に関連していないこと を主張立証しなければならないという主張を行っている（同準備書面7頁以下）。

しかし、これらはいずれも、検討会議に関する資料の一部を恣意的に抜粋し、曲解したもの、あるいは検討会議において実際には議論がされたことのない教育基本法に関する解釈、それも誤った解釈を持ち込んでなされたものであるから、失当である。

以下、詳述する。

イ 被告の指摘が議論の一部を切り取った恣意的なものに過ぎないこと

（ア） 第3回議事要旨について

被告が指摘している議事要旨の記載は、実際には

「日本の高校では、学生の出入りが頻繁なところでも、学籍の管理がしっかりとされている。生徒の在籍状況の管理などがしっかりとされているかは、しっかり審査すべき。

就学支援金を代理受領する以上は、わが国の法令を遵守することはもちろんのこと、学校運営の体制がきちんとしているかどうかという観点が重要。」

という内容になっており（乙5の1 6頁）、被告が第2、第3準備書面で引用した内容は、前後の文脈を捨象した一部分の抜粋にすぎない。

他方、実際の記載内容からは、検討会議が懸念していたのが、学籍の管理、生徒の在籍状況の管理という点であることが読み取れる。

これは、就学支援金を受け取っているとされる学生が実際にその学校に在籍して

いることを確認できる運営体制が確立されているかを問題とする趣旨であって、就学支援金の代理受領という制度を採用したこととの関係で、「就学支援金の管理その他の法令に基づく学校運営が適正に行われていること」（甲 1 1 : 報告案 1 2 頁）という基準の項目が設けられたと解するのが自然である。

また、上記解釈は、
「（規程 1 3 条）が置かれた趣旨として、私が理解しているのは、『代理受領』という制度になった関係上、学校に支払われた就学支援金が間違いなく生徒の授業料債権と相殺されることを担保して、生徒の授業料負担が確実に軽減されるようにするという点にありました。」

という前川氏の陳述書の記載内容（甲 1 6 6 7 頁）とも合致するものである。

したがって、被告の引用およびその解釈はいずれも恣意的なものに過ぎない。

（イ） 検討会議報告について

甲 1 1 の報告書には、被告の引用部分に先立ち、「就学支援金は、法律において、生徒が在学する学校が生徒に代理して受領し、生徒の授業料に係る債権の弁済に充てることとされている。また、各種学校の運営については、学校教育法、私立学校法などにおいて諸規定が設けられている。」という記載があり、被告が第 2、第 3 準備書面で引用する「これらの関係法令の諸規定を遵守していることは当然であり」という部分は、上記下線部を受けたものである（甲 1 1 8 頁）。

そうすると、報告書の上記記載は、指定対象校に対し、各種学校の運営に関する関係法令の規定の遵守を求めるものであって、これら以外の教育関係法令についても遵守を求めるものと解することは文理上不自然である。

したがって、この点に関する被告の引用及びその解釈もまた、恣意的なものに過ぎない。

ウ 教育基本法 1 6 条 1 項に関する議論がなく、朝鮮高校について不当な支配を問題とする結論も示されていないこと

教育基本法が参照条文とされたことが一度もないこと、朝鮮高校に関し、朝鮮総

聯や朝鮮民主主義人民共和国との関係があることにつき疑問を投げかける意見が一度も示されなかったことは、既に第2および上記3（1）において述べたとおりである。

かえって、甲11には、下記のような記載がある（13頁以下）。

すなわち、報告書では、「Ⅰ 基準について」に続き、「Ⅱ 留意事項について」という甲を設け、Ⅰの基準が「指定に当たって現段階でその要件を満たすとともに、今後も維持されることが必要な事項であるが、これに加え、「高等学校の課程に類する課程を置くもの」として指定を受けた外国人学校が、それぞれの水準の維持向上や社会的責任を果たすため、以下の事項について、省令（イ）から（ハ）の規定に基づき指定されたすべての外国人学校に対し、その実施を求めることが適当である。」とされている。

そして、その「3. 就学支援金の授業料への確実な充当について」においては、就学支援金は学校への助成金ではなく、生徒が支払うべき授業料の一部に充当するものであって、「各学校においては、就学支援金が確実に生徒の授業料に充てられるようにするとともに、その原資が貴重な税金であることを踏まえ、経理の透明化を図るよう求める。」とされているのみであって、学校教育法、私立学校法はもちろんのこと、教育基本法については一切の記載がなされていない。

このように、規則ハ号に基づく学校にとどまらず、全ての外国人学校に対して、代理受領制度の採用に伴う債権の確実な充当の必要が述べられているものであって、朝鮮高校への「不当な支配」や、これによって債権の確実な充当その他法令に基づく適正な学校運営がなされることに懸念があるといった議論がされた形跡は一切ない。

エ 被告の主張する要件①ないし④が失当であること

以上述べたところから、被告が第11準備書面において、「高等学校の課程に類する課程」を置くと判断するための要件として展開した解釈は、規程13条の立法過程における議論、立法者意思と全く整合するところのない独自の解釈にすぎない

ことが明らかである。

3 規則ハ号が削除の可能な規定ではなかったこと。

被告は、ハ号削除の理由を、ホライズンインターナショナルスクールジャパンと
コリア国際学園のほかには、朝鮮高校しか申請をしている学校がなかったため、存
続させる理由がないことから削除したと主張している（被告第1準備書面 第5、
第6の3）。

しかしながら、検討会議において、審査の体制に関して議論がなされた際、ハ号
規程に基づく申請の対象校については第三者によって構成された会議の意見を聞
くこと、今後の規則ハ号に基づく申請についても同様の体制を取ってはどうかとい
う意見が出されたことは、本書面第2の3カ（ア）において述べたとおりである。

このことから、規則ハ号及びハ号規程は、当初申請している学校の結論が入れ
ばその役目を終える規定ではなく、その後新たな申請のあることを想定して設けら
れたことが見て取れる。

したがって被告の上記主張は、規則ハ号及びハ号規程の立法過程における議論と明
らかに矛盾する。

4 小括

このように、検討会議およびその報告においては、代理受領という制度の採用に
伴い、就学支援金が生徒の授業料債権に確実に充当されることが必要であるという
ことは繰り返し表明されているものの、被告のいう教育基本法16条1項に関する
議論がなされているという主張の根拠となるような記載はどこにも見当たらない。

あくまで、朝鮮高校を含めた外国人学校全体につき、代理受領制度の下において、
生徒の授業料債権への確実な充当が求められていたにすぎない。

したがって、「高等学校の課程に類する課程」を置くと判断するに当たり、規程
13条が指定の要件となるのであれば、そこにいう「法令」は、甲11に具体的に
示された、学校教育法、私立学校法などにおいて、各種学校の運営に関して設けら
れている諸規定に限るものであって、被告の主張するように教育基本法16条1項

を斟酌すべきとする根拠は何ら存在しない。

また、規則ハ号が存続すべき規定でなかったために削除したという国の主張は、将来の申請をも見越していた検討会議での議論経過にそぐわないものである。

第4 結語

以上より、検討会議における議論は、朝鮮高校を指定の対象から排除すべきであるという方向性を何ら示すものではなく、かえって、他の外国人学校と同等に考えられていたことを示すものにほかならない。

なお、前川喜平氏の尋問に際しては、実際に検討会議に出席し、議論を把握している（甲166 5頁以下）同氏に対し、検討会議における議論に関しても、会議の非公開の取り決めに反しない限りで尋問を行うことを予定している。

以上